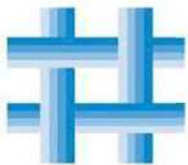


資料5

県の意思決定支援の推進について



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

Kanagawa Prefectural Government

令和5年3月1日

福祉子どもみらい局共生推進本部室

※本資料において、「条例」は4月施行の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を示します

<参考> 意思決定支援の定義

- 意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。(平成29年3月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」より抜粋)
- 「意思決定支援」とは、障害者が自ら意思を決定すること(以下「自己決定」という。)が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。(条例第2条第3項より抜粋)

<参考> 津久井やまゆり園での意思決定支援

【特徴】

- 一人一人に意思決定支援チームの設置
- 意思決定支援専門アドバイザーの配置
- 定期的なモニタリング
- 県職員による伴走型の支援

【成果】

■ 生活の場の選択

：施設、グループホームなど生活の場の選択ができた。
チームで確認した“本人の望む暮らし”を、個計・サ計に反映できた。

■ 利用者・支援者の変化

：本人の笑顔や意思の表明が増え、支援者にも利用者の好み分かり、支援の幅が広がった。

【課題】

■ “社会生活場面(住居や職場など)”の意思決定は、さらなる支援が必要。

■ コロナ禍で、引越し先やグループホームの体験が十分にできなかった。

【気づいたこと】

- “本人の望む暮らし”は、常に本人の心の声に耳を傾けることでわかってくる。
- 意思は揺れ動くものだから、意思決定支援は一度きりで終わりではない。
- 本人の望む暮らしを考えるためには、見たり聞いたり体験することが、極めて重要。
- 本人と望む暮らしをともに考え、支援者との双方向の喜びにつなげることが大切。

2

津久井やまゆり園の取組等を踏まえた県の推進のあり方

【前提】 一人ひとりに尊重されるべき意思がある

【目的】 自らの意思が反映された生活を送ることができること

- 【特色】
- 1 心の声に耳を傾け「本人の望む暮らし」を一緒に考える。
 - 2 ゴールはない。
様々な体験等、トライアンドエラーを繰り返し、継続してやっていく。
 - 3 双方向性。当事者だけでなく職員や周囲の人たちの喜びにもつながるもの。

今後、必要とする障がい者全員が、適切に意思決定支援を受けることができるようにすべきである

(令和4年3月「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望委員会」提言)

意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備する
障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行う

(条例第10条抜粋)

津久井やまゆり園での知見等を活かし、まずは障害者支援施設を対象に推進していく。
並行して、推進する対象に広げることについて、令和5年度から検討を始める。

3

<参考> 障害福祉サービス事業者等の責務(意思決定支援関連)

【条例で規定された責務】

- 障害福祉サービス提供事業者
…意思決定支援の実施に努めなければならない(条例第10条第1項より抜粋)
- 障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者
…施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない(条例第11条第1項より抜粋)

…障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない(条例第11条第2項より抜粋)

※ 条例における「障害福祉サービス提供事業者」…条例第2条第4項

意思決定支援を全県に広げる取組(令和4年度)

【取組状況】

- 県版ガイドライン(試行版)を作成、**県域8か所の障害者支援施設で試行中**
- 県内施設、当事者団体、市町村へ直接出向いて、県版ガイドライン(試行版)について**意見交換を実施中**
- モデル施設での試行結果、関係者の意見などを反映し**県版ガイドラインを完成予定**
 - ※ 完成後は、施設等へ直接出向いて説明
 - ※ 各施設の良い取組を取り入れて、毎年ブラッシュアップ
- 施設職員、相談支援専門員などを対象にした**研修を実施**

【県版ガイドライン(試行版)に対する主な意見】

県内障害者支援施設

- 内容は理解できる。納得できる。
- これくらいの分量ならいい。
- こうしたガイドライン、指針があると職員間で共有でき、分かりやすい。
- 自分たちがやっていることを評価することができる。
- 文章が多い。
- 福祉経験の少ない職員だと内容が伝わるか疑問。これらの職員にもわかりやすくしてほしい。

<参考> 県版ガイドライン

【概要】

- 国のガイドラインを補完し、施設での具体的な支援方法を記載
- チェックリスト方式で、使い勝手や読みやすさを重視

【チェックリストの例】

3意思実現支援

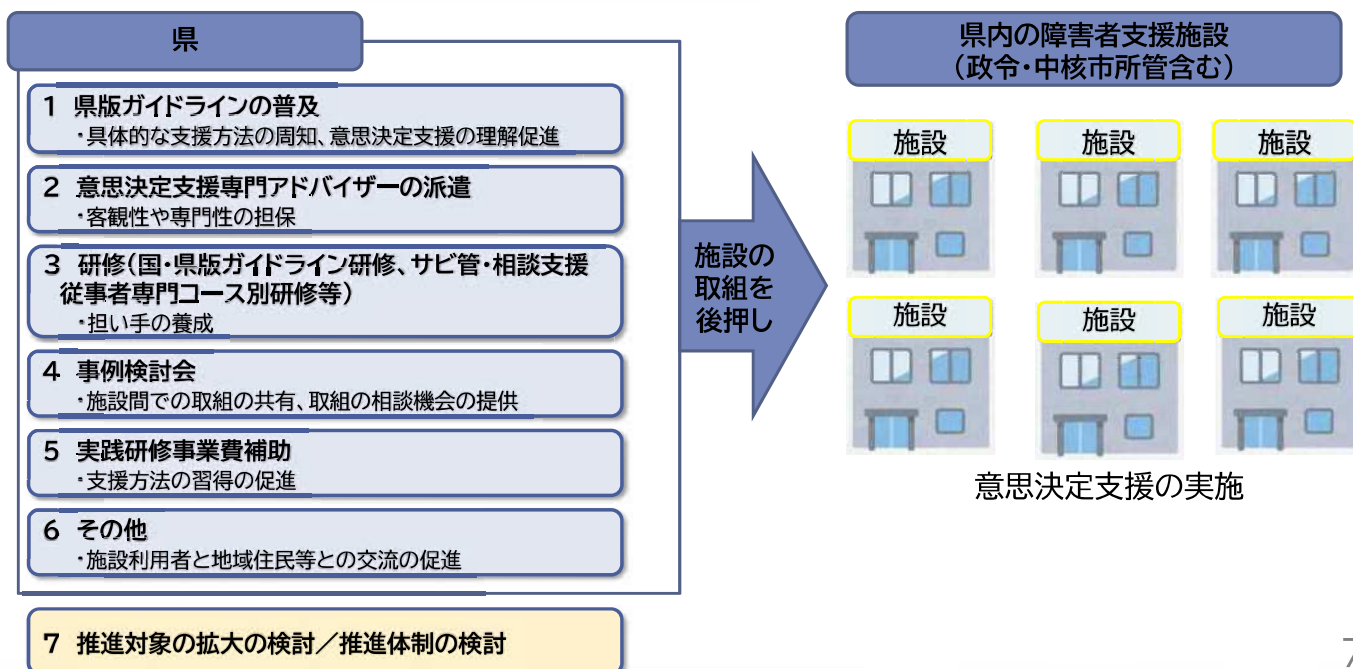
4-10人間関係と社会的活動の範囲の拡大

	生活支援員等
概要	利用者の人間関係の広がりをもとに、より豊かな社会的活動の範囲を広げ、さらに人間関係が広がっていく。
実行すべき行動	<input type="checkbox"/> 入所施設においては、利用者の人間関係・社会的活動の範囲が限定されがちであることを認識し、施設内に限定せず、地域資源を活用するなど生活の範囲が広がるよう工夫している。 <input type="checkbox"/> 新たな体験や活動をもとに、入所施設の関係者や家族以外の、ボランティア等安心できる人を増やすことができている。 <input type="checkbox"/> ボランティア等を利用するにあたって、支援で得られた利用者の意思表示等の方法、行動の理解、外出等の必要なかわり方を説明するなど、利用者がかかわりやすいように工夫している。

6

意思決定支援を全県に広げる取組(令和5年度案)

※現時点の案であり、変更する場合があります



7